

県民の皆様との関わり

(住基ネットでも便利になりました！)

住民票コード

平成11年に住基法が改正され、住民票に記載する事項として新たに加えられたものです。具体的には、無作為に作成された11けたの数字であり、例えば、ご家族で連番になることや、各地域毎に特性を持つ数字になるといったことはなく、1人ずつバラバラの数字となります。

このシステムが稼働した平成14年8月5日(月)をもって、各市町村長から1人1コードずつ通知されています。

住民票コードは、理由を問わず、ご希望により、市町村長に対し変更を請求することが可能です。ただし、コード番号の指定等はできません。

また、住民票コードは、行政用途以外には利用制限があり、違反者には罰則の適用もあります。

本人確認情報の開示

どなたでも、知事又は指定情報処理機関((財)地方自治情報センター)に対し、自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示を請求することができます。

住民基本台帳カードの交付

市区町村長に申請をすることにより、希望者に住民基本台帳カードが交付されます。(条例で定める手数料が必要です。)

- ・ 住民基本台帳カード内に記録されている住民票コードにより、住民基本台帳ネットワークシステムでの本人確認に利用できます。(住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、法令で住民基本台帳ネットワークシステムの利用を認められた事務での本人確認に活用)
- ・ 市区町村の条例で規定する独自のサービスに利用できます。
- ・ 発行を希望される方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

住民票の写しの広域交付、転入転出の特例処理

全国どこの市町村でも自分の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの。）が取得できます。

従来、住民票の写しの交付は、住んでいる市町村でしか受けられませんでした。

現在、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、全国の市町村間で住民票の情報のやり取りができるようになり、全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）の交付が受けられるようになりました。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転出届を郵送で行うことにより、引越の手続で窓口に行くのは転入時1回だけで済みます。

従来、引越の場合には、まず、住んでいる市区町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けた上で、引越先の市区町村に転入届を行う必要がありました。

現在、住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、確実な本人確認ができるため、一定の事項を記入した転出届を郵送で行い、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、引越の場合に窓口に行くのが転入時の1回だけで済むようになりました。

その他

行政機関において本人確認情報を利用することにより、申請時等における住民票の写しの添付が不要になるなどの効果が期待されます。

岩手県の場合は、次の事務について、住民票の写しの添付が不要となっています。（平成18年12月1日現在）

- (1) 旅券法による発給、渡航先の追加、記載事項の訂正、再発給又は査証欄の増補に関する事務
- (2) 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務の実施に関する事務
- (3) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の規定による福祉手当の支給に関する事務
- (5) 建設業法による建設業の許可に関する事務
- (6) 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務
- (7) 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務
- (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料の支給に関する事務

- (9) 家畜商法による家畜商免許に関する事務
- (10) 林業種苗法による生産事業者の登録に関する事務
- (11) 火薬類取締法による火薬類製造保安責任者等の試験の実施に関する事務
- (12) 電気工事士法による電気工事士免状の交付又は書換えに関する事務
- (13) 電気工事業の業務の適正化に関する法律による電気工事業の登録又は届出に関する事務
- (14) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による液化石油ガス設備士免状の交付又は書き換えに関する事務
- (15) 特定非営利活動促進法による認証等に関する事務
- (16) 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務
- (17) 通訳案内士法による通訳案内士の登録に関する事務
- (18) 旅行業法により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務
- (19) 不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士試験の受験の申込みの受理に関する事務、不動産鑑定士又不動産鑑定士補の登録申請書の受理、変更登録申請の受理等に関する事務
- (20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による解体工事業の登録申請等に関する事務